

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部デフォルメしている。

キャピタル・パートナーズ証券 (CPS)

内部管理態勢等
が不十分

経営陣

- ・ 営業部門へのけん制が不十分な状況等について、当社は当局の検査等にて度重なる指摘を受けてもなお、問題が発生した根本原因について十分な追究をせず、抜本的な内部管理態勢等の見直しを怠っていた。
- ・ 報酬制度や合理的根拠適合性を含めた販売管理態勢について問題意識を持っていたにもかかわらず、抜本的な見直しを怠ったまま、トルコ・リラ債による収益確保を優先し、営業員の不適正勧誘を看過。

内部管理部門 (第2線)

- ・ 営業部門へものを言えない企業風土が根底にあり、同部門へのけん制が不十分。
- ・ トルコ・リラ債において多額の評価損が生じている状況を認識していたものの、実効性あるモニタリングを行っていない。

営業部門 (第1線)

営業員に対する
けん制が機能せず

営業員

トルコ・リラ債

不適正勧誘
(断定的判断
の提供等)

内部監査部門 (第3線)

- ・ 人員不足等を理由に実効性のある社内監査を行っておらず、内部監査態勢は著しく弱い。

組織変更により歩合制の
営業員11名がCFAへ移籍
⇒ その一部が移籍後も
同様の不適正勧誘

委託先の法令
違反防止措置
の不備

委託 (金融商品仲介行為)

- ・ トルコ・リラ債の投資勧誘の適切性に着目した実効的モニタリングを行っていない。
- ・ 委託先への監査において、表面的な監査に終始し、上記の適切性に着目した具体的検証は行われていない。

⇒ 不適正勧誘を看過

キャピタル フィナンシャルアドバイザーズ (CFA)

経営陣

代表取締役はCPS取締役 (内部管理統括責任者) が兼務 (当社のコンプライアンス面については、基本的にCPS 社のコンプライアンス部が管理する態勢。)

トルコ・リラ債

IFA
(完全歩合制)

不適正勧誘
(断定的判断
の提供等)

顧客